

建設水道部の分割及び公営企業管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(音更町部設置条例の一部改正)

第1条 音更町部設置条例(平成24年音更町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「建設水道部」を「建設部」に改める。

第2条建設水道部の項中「建設水道部」を「建設部」に改め、第7号及び第8号を削る。

(音更町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 音更町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和52年音更町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事業を設置する。

(1) 音更町水道事業(以下「水道事業」という。)

(2) 音更町簡易水道事業(以下「簡易水道事業」という。)

(3) 音更町公共下水道事業(以下「下水道事業」という。)

第2条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第4条第1項中「に管理者を置かないものとする」を「を通じて公営企業管理者(以下「管理者」という。)を置く」に改め、同条第2項中「上下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)」を「管理者」に、「建設水道部」を「上下水道部」に改める。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(管理者の給与等)

第5条 管理者に支給する給料月額は、558,000円とする。

2 管理者に支給する給与及び旅費並びにこれらの支給の条件及び方法については、音更町長等の給与等に関する条例(昭和37年音更町条例第4号)の規定を準用する。

この場合において、「町長等」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(音更町議会委員会条例の一部改正)

第3条 音更町議会委員会条例(昭和62年音更町条例第11号)の一部を次のように改

正する。

第2条第2号中「及び建設水道部」を「、建設部及び上下水道部」に改める。

第19条中「及び監査委員、」を「、監査委員及び公営企業管理者」に改める。

第19条の2中「及び代表監査委員」を「、代表監査委員及び公営企業管理者」に改める。

(音更町情報公開条例の一部改正)

第4条 音更町情報公開条例(平成17年音更町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者」に改める。

(音更町個人情報保護条例の一部改正)

第5条 音更町個人情報保護条例(平成17年音更町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者」に改める。

(音更町職員定数条例の一部改正)

第6条 音更町職員定数条例(昭和47年音更町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「副町長」の次に「、公営企業管理者」を加える。

(音更町水道事業給水条例の一部改正)

第7条 音更町水道事業給水条例(昭和52年音更町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「水道事業の管理者の権限を行う町長」を「公営企業管理者」に改める。

(音更町公共下水道条例の一部改正)

第8条 音更町公共下水道条例(昭和61年音更町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「管理者の権限を行う町長」を「公営企業管理者」に改める。

(音更町下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第9条 音更町下水道事業受益者負担金条例(昭和61年音更町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「管理者の権限を行う町長」を「公営企業管理者」に改める。

(音更町簡易水道事業条例の一部改正)

第10条 音更町簡易水道事業条例(平成9年音更町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「簡易水道事業の管理者の権限を行う町長」を「公営企業管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。